

諸外国の消費者契約法制（不当条項規制）概観

以下の表は、商事法務研究会「諸外国における消費者契約法の影響とその対応に関する緊急調査」1999年、潮見佳男「比較法の視点から見た消費者契約法」民商法雑誌 123 巻 4・5 号を参考に作成した。

アメリカ	大韓民国	EU	フランス	イギリス
<p>不実行為 Unfair or Deceptive Acts or Practices (UDAP) の排除、制裁</p> <p>(1) 連邦公正取引庁法 FTC 法 5 条に基づく措置</p> <p>審判 聴聞 (同意判決 consent order) 審理 排除命令(cease and desist order)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 排除措置の対象となる UDAP の範囲を明確にするため、FTC が取引類型ごとに規則及びガイドラインを制定。なお、不告知も UDAP に該当するとされている。 ・ 同意判決、排除命令違反に対する制裁措置は過料 (fine)。 ・ FTC 法 5 条を根拠に私人が損害賠償等の救済措置を求めることはできない (連邦法上の消費者訴権の否定)。 <p>(2) 各州の UDAP 法に基づく措置</p> <p>FTC 法、FTC の規則、ガイドラインに違反する行為は自動的に UDAP 法の対象となる。ただし、州により、特定の取引類型を明示的に適用除外と定めている場合がある(たとえば、不動産賃貸借、不動産取引)。</p> <p>UDAP 法違反に対する制裁措置は、州の行政機関 (司法長官 attorney General 等) による差止め、排除命令 + 私人による損害賠償請求</p> <p>(UDAP に基づく損害賠償制度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実損額の証明がなくても、最低限度額の損害賠償を認める。 ・ 損害として弁護士費用の請求を認める。 ・ 特定の行為類型についての実損額の 3 倍賠償を認める (懲罰的損害賠償) 	<p>約款の規制に関する法律に基づく不公正約款条項の排除</p> <p><u>約款の解釈</u>: 約款は、信義誠実の原則に従い、公正に解釈されなければならない。顧客により異なって解釈してはならない。約款の趣旨が明白でない場合には、顧客に有利に解釈されなければならない (第 5 条)。</p> <p><u>一般原則</u>: 信義誠実の原則に反し、公正を欠く約款条項は、無効とする。約款に顧客にとって不当に不利な条項等を定めている場合には、当該約款条項は、公正を欠くものと推定 (第 6 条)</p> <p><u>免責条項の禁止</u>: 故意又は重大な過失による法律上の責任を排除する条項、損害賠償範囲を制限する条項、担保責任を排除又は制限する条項等は無効 (第 7 条)</p> <p><u>損害賠償額の予定</u>: 顧客に不当に過重な遅延損害金等の損害賠償義務を負担させる条項は無効 (第 8 条)</p> <p><u>契約の解除・解約</u>: 法律の規定による顧客の解除権・解約権を排除・制限する条項、事業者法律で規定していない解除権・解約権を付与する条項、契約の解除・解約による顧客の原状回復義務を相当の理由なく過重に負担させ、又は原状回復請求権を不当に放棄させる条項等は無効 (第 9 条)</p> <p><u>意思表示の擬制</u>: 顧客の意思表示の形式・要件について不当に厳格な制限を加える条項等は無効 (第 10 条)</p> <p><u>債務の履行</u>: 相当の理由なく、給付の内容を事業者が一方的に決定し、又は変更することができるよう、権限を付与する条項等は無効 (第 11 条)</p> <p><u>顧客の権益保護</u>: 法律の規定による抗弁</p>	<p>1993 年 4 月 5 日 EC 指令 (Directive)93-13 による濫用条項 clauses abusives の排除</p> <p>濫用条項の定義: 個別交渉を経ずに締結された契約条項で、信義誠実(bonne foi)の要請に反し、契約当事者の権利義務に著しい不均衡をもたらし、その結果消費者の利益を害する条項 (指令 3 条 1 項)</p> <p>基本的に約款規制法としての性格を有し、不動産取引に係る消費者契約に適用されることは必ずしも多くないと考えられる。</p> <p>濫用性 caractère abusif の意義・判断基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 濫用条項とみなされうる条項の例示的かつ非網羅的リスト liste indicative et non exhaustive (指令 3 条 3 項、指令別表 annexe) ・ 契約の主要な要素、特に提供する財・サービスの質及び対価を規定する条項は濫用条項とならないが、他の条項の濫用性の判断においては考慮されうる (指令前文) ・ 信義誠実の評価をする際には、とりわけ、当事者の交渉力、消費者が当該条項に同意する何らかの誘因の有無、消費者の特別な注文によって財又はサービスが提供されたか否かが考慮されなければならない (指令前文) ・ 濫用性は、契約の目的である財又はサービスの性質、契約締結時の全ての事情、その契約の他の条項及び関連する他の契約を考慮して評価されなければならない (指令 4 条 1 項) <p>濫用条項と認定される条項の消費者に対</p>	<p>消費者法典 Code de consommation に基づく濫用条項の排除</p> <p>濫用条項の定義: 非事業者又は消費者の利益を害して、契約当事者の権利義務に重大な不均衡を生じさせることを目的又は効果とする条項 (法典 L132-1 第 1 項)。</p> <p>EC 指令 93-13 と異なり、個別交渉を経て締結された契約中の条項も濫用条項に該当しうる。</p> <p>法典 L132-1 の別表に濫用条項とみなされうる条項の例示的かつ非網羅的リストが掲げられているが、そのリストに当てはまる条項であっても、その濫用性の主張・証明責任は濫用条項の無効を請求する者が負担する (法典 L132-1 第 3 項)。</p> <p>司法裁判所は、契約当事者の請求により、契約中の濫用条項と認められる条項の無効を宣言することができる (法典 L132-1 第 6 項)</p> <p>濫用条項の認定は、契約の主要な目的及び契約により提供される財又はサービスの対価には及ばない (法典 L132-1 第 7 項)。</p> <p>経済財政大臣の下に、濫用条項委員会を設置する (法典 L132-2)。</p> <p>委員会の構成: 司法裁判官、行政裁判官、コンセイユ=データ構成員、契約法に関する学識経験者、事業者代表、消費者代表 合計 13 名 (1993 年 3 月 10 日政令 93-314)</p> <p>委員会の権限</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コンセイユ=データが濫用条項の類型に関する政令を制定する際、委員会の意見を聴取しなければならない (法典 L132-1 第 2 項)。 	<p>消費者契約における不公正条項規則 Unfair Terms in Consumer Contracts Regulations 1994 に基づく不公正条項の排除</p> <p>不公正条項の定義: 信義誠実(good faith)の原則に反し、契約当事者の権利義務に重大な不均衡を生じさせ、消費者に不利となる条項 (規則 4 条 1 項)</p> <p>不公正の解釈の基準 (規則 4 条 3 項、別表 2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当事者の交渉力 ・ 消費者が当該条項に合意する誘因の有無 ・ 財又はサービスが消費者の特別の注文により供給されるものであるか否か ・ 財又はサービスの供給者が消費者を公平に扱っているか <p>不公正条項とみなされ得る条項の例示的かつ非網羅的リスト(規則 4 条 4 項、別表 3)</p> <p>ただし、消費者との個別交渉を経て締結された契約中の条項 (規則 3 条 1 項) 並びに契約の主要な要素を定める条項及び提供する財又はサービスの対価を定める条項 (規則 3 条 2 項) には適用されない。</p> <p>EC 指令 93-13 と同じく約款規正法としての性格を有し、不動産取引に係る消費者契約に適用されることは必ずしも多くないと考えられる。</p> <p>消費者は不公正条項に拘束されない (規則 5 条 1 項)</p> <p>公正取引庁長官 (Director General of Fair Trading) による、不公正条項の将来の</p>

<p>非良心性 unconscionability の法理による特定の契約又は契約中の条項の効力の否定</p> <p>裁判所は、契約又は契約中の条項の非良心性を理由として、その実現を拒むことが出来るとする法理。</p> <p>裁判所が右法理を具体的事案に適用するための根拠条文は各州の契約法の中で規定される。州法の雛形として連邦レベルで策定されたものとしては、UCC § 2-302、Restatement(Second) of Contracts § 208 がある。</p>	<p>権、相殺権、期限の利益等を排除・制限する条項等は無効（第 12 条）</p> <p><u>一部無効の特則</u>：以上に該当する場合、残余の条項のみによっては契約の目的が達成できないとき又は一方当事者に不当に不利なときを除き、契約は有効に存続（第 16 条）</p> <p>公正取引委員会は、事業者が上記に該当する不公正な約款条項を契約の内容とした場合には、事業者に対し、当該約款条項の削除、修正等、是正に必要な措置を勧告（事業者が市場支配的、優越的な場合等には命令）できる（第 17 条の 2）。</p>	<p>する拘束力の否定（指令 6 条 1 項）</p> <p>ただし、E C 指令には直律的効力はなく、加盟国がこの指定に対応する法律、規則等を施行することにより、E C 指令が目的とする濫用条項の排除が実現される。加盟国は、1994 年 12 月 31 日までにそれらの法律等を施行するものとされている（指令 10 条 1 項）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 契約条項の濫用性が争点となっている訴訟において、裁判所の求めに応じて意見を述べるができる。 定款において消費者利益の保護を目的として掲げている社団等は、一般に使用されている契約条項が消費者全体の利益を損なうと認めるときは、その使用禁止・差止めを裁判所に請求することができる（消費者訴権制度）。 	<p>使用の排除（規則 8 条）</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般に使用されている契約条項が不公正である旨の苦情を受け付けた場合において、 長官は高等法院 High Court of Justice に当該契約条項の使用差止め (injunction) 及び高等法院の決定がなされるまでの間の暫定使用差止め (interlocutory injunction) を請求することができる。
---	--	---	---	--